

浜松市埋蔵文化財発掘調査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化財保護法(昭和25年法律214号)に基づき、浜松市教育委員会(浜松市文化財課が補助執行、以下、「委員会」という。)が行う埋蔵文化財の発掘調査(以下、「発掘調査」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 発掘調査における基本原則は、次のとおりとする。

(1) 発掘調査の対象範囲

文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地(以下、「包蔵地」という。)及びその外側の必要な範囲を対象とする。包蔵地の外側については、開発行為の内容、規模に応じて、委員会が必要と認める場合には、本要綱第3条第2項第1号に定める事前の試掘調査を行うことができる。

(2) 開発事業者との事前及び事後調整

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、包蔵地を発掘しようとする者(以下、「開発事業者」という。)との事前の調整にあたっては、発掘の範囲を必要最小限にとどめるよう指導するとともに、発掘調査後の包蔵地の取扱いについても、発掘調査結果を踏まえて、必要な保存措置を行う。

(3) 大規模開発事業計画の把握と調整

包蔵地に影響を及ぼす可能性のある各種の大規模開発事業計画については、その早期把握に努めるとともに、埋蔵文化財保護のための調整を十分行い、その経過については、逐次記録し、必要な場合には協定書を締結する。

(4) 開発事業の工事内容ごとの対応

開発事業の工事内容ごとの対応については、文化庁次長通知(平成10年9月29日付庁保記第75号)の趣旨を尊重し、浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則(平成19年浜松市教育委員会規則第12号)による。

(5) 調査体制の整備

発掘調査を円滑に進めるため、調査体制の充実を図る。

(6) 安全の確保

発掘調査の実施にあたっては、人命尊重を第一とし、必要な安全対策を講ずる。

(7) その他

上記のほか、委員会が発掘調査の必要がないと認める場合には、次に掲げる方法によって対応することができる。

ア 工事立会

工事立会とは、開発事業によって埋蔵文化財が影響を受けるかどうかを現地で確認することをいい、開発事業の対象範囲が狭小で発掘調査が施行できない場合または開発事業が埋蔵文化財に影響を与えない範囲内で計画されている場合に、委員会が行うものをいう。

イ 慎重工事

慎重工事とは、開発事業によって包蔵地内で慎重に工事等を施工することをいい、過去の人間生活等の痕跡である土地に固着する埋蔵文化財(以下、「遺構」という。)の状況と開発事業の工事の状況等から、発掘調査及び工事立会が必要ないと認めら

れる場合に、委員会が開発事業者に対して指示するものをいう。

(発掘調査手順、種別及びその内容)

第3条 発掘調査は、原則として、予備調査、本発掘調査の順に行う。各調査には、現地調査、資料整理作業、報告書刊行作業が伴う。

2 発掘調査の種別及び種別ごとの内容は、次のとおりとする。

(1) 予備調査

予備調査は以下の3つの調査をいう。

ア 分布調査

包蔵地及びその外側の必要な範囲において、地表面の埋蔵文化財の有無を確認する調査をいう。

イ 試掘調査

包蔵地の外側の必要な範囲において、地下の埋蔵文化財の有無を確認する調査をいう。

ウ 確認調査

包蔵地において、その範囲、種類、時代区分等を正確に把握するために行う調査をいう。

(2) 本発掘調査

予備調査の結果等に基づき、遺構、遺構以外の埋蔵文化財(以下、「遺物」という。)地層等の全てを発掘調査することをいう。

(3) 各調査の内容

発掘調査の内容は次のとおりとする。

ア 現地調査

現地における発掘調査をいう。野外における発掘作業には、表土除去工事、遺物包含層掘削作業、遺構検出作業、遺構掘削作業、遺構実測作業、写真撮影作業などがある。なお、本発掘調査における現地調査では、遺物の洗浄や注記を行う出土品整理作業と記録類の整理を行う基礎整理作業も実施する。

イ 資料整理作業

予備調査及び本発掘調査における写真及び図面の整理、遺物の計測、接合及び鑑定、保存処理、自然化学分析並びに整理等をいう。

ウ 報告書刊行作業

予備調査、本発掘調査及び資料整理の結果に基づき、当該発掘調査に係る一切の記録を報告書としてまとめ、刊行することをいう。

3 発掘調査の具体的な内容の基準については、別に定める「発掘調査に関する基準」によるものとする。

(分布調査及び試掘調査後の対応)

第4条 分布調査又は試掘調査後の結果、埋蔵文化財が発見された場合は、包蔵地として登録するものとする。

(経費の負担)

第5条 発掘調査の経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 予備調査並びに予備調査に伴う資料整理作業及び報告書刊行作業にかかる経費は、

原則として浜松市の負担とする。ただし、公共事業及び開発区域が 1000 m²以上の民間開発事業については、開発事業者に負担を求めることができる。

- (2) 本発掘調査並びに本発掘調査に伴う資料整理作業及び報告書刊行作業の経費は開発事業者に負担を求めることとする。
 - (3) 個人専用住宅の建設に伴う発掘調査の経費は、予算の範囲内において浜松市の負担とする。ただし、予算の範囲外及び協議により委員会と開発事業者が合意する場合には、この限りではない。
- 2 その他、経費の負担に疑義が生じた場合は、委員会と開発事業者が協議する。

(出土文化財の取扱い)

第6条 文化財保護法第101条に基づき、警察署長から提出された物件のうち、委員会で鑑査し、文化財と認められた物件(以下、「出土文化財」という。)は、次項及び第3項に定めるもののほか文化庁次長通知(平成9年8月13日付庁保記第182号)の趣旨により、取り扱う。

- 2 出土文化財は、原則として委員会が静岡県教育委員会に一括で譲与の申請をする。
- 3 国から譲与された出土文化財、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)附則第59条の規定による経過措置で、平成12年4月1日付けで委員会に帰属した出土文化財及び静岡県教育委員会から譲与を受けた出土文化財については、台帳を作成して管理する。

(その他)

第7条 この要綱の実施にあたり必要な細目は、文化財課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。